

【収入に関する証明書の見本】〈大阪市の例〉

〈参考〉 申込資格にあたっての算式

市町村民税の課税標準額(A) × 6% - 市町村民税の調整控除の額(B)

別紙②

○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

見本A

(摘要)欄

課税標準	合計額
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

税額控除前所得割額	④
税額控除額	⑤
所得割額	⑥
均等割額	⑦

④課税標準額

※注意※

- 「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- お住まいの地域により、「摘要」欄に(通知書の左下)に「住宅借入金等特別税額控除額」「寄附金税額控除額」、「調整控除額」などが表示されている場合があります。

○市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

見本B

課税標準額	合計額
課税標準額	
調整控除額	
合計額	

調整控除額	市民税	府民税
算出所得割額の合計		
調整控除額		
配当控除額		
住宅借入金等特別税額控除額		
老付金税額控除額		
外国税額控除額		
配当割額・株式等譲渡所得割額		
合計所得割額(①-⑧)		
均等割額		
年税額(⑨+⑩)		

○市民税・府民税証明書

見本C

※注意※
必ず、『課税標準額』、『調整控除額』が表示された証明書を提出してください。

課税標準額(計)	年税額
等割額	税額

④課税標準額

⑤調整控除額

区	分	市	民	税	府	民	税
調整控除							
配当控除							
住宅借入金等特別控除							